

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No. 434

平成23年2月17日 発行

日本郵政共済組合モバイルサイトをご活用ください

ご利用方法

- 1 アドレス (URL) を直接入力 <http://www.yuseikyo-m.jp>
- 2 2次元コード (QRコード) から読み取り

※2次元コード対応の
カメラ付き携帯電話
をご利用ください。



● ご退職される皆さまへ

ご退職を迎えられる皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。
ご退職に伴い、日本郵政共済組合に提出が必要な書類、手続等をご案内するため9ページにわたって特集します。
ぜひご一読の上、ご活用ください。

- ①退職時の年金関係の手続をお忘れなく 2-3
- ②退職後の医療保険制度について 4
- ③任意継続組合員となるためには 5
- ④平成23年3月で任意継続組合員期間が満了になる方へ 5
- ⑤組合員証 (保険証カード) は退職時に返却してください!! 6
- ⑥退職後の氏名又は住所の変更手続について 6
- ⑦退職された方に資格喪失証明書を送付します 7
- ⑧退職時に貸付金残高がある方へ 7
- ⑨3月末退職者の「みらい」の手続について 8-9
- ⑩「かんぼの宿・KKR宿泊施設利用手帳」を交付します 9

● 生活を応援します

- ⑪メタボ健診受診券の有効期限は3月末です 10
- ⑫平成23年度送金スケジュールのお知らせ 10-11
- ⑬かんぼの宿等をお得に利用できます! 12

日本郵政共済組合 (共済センター) への連絡先など 12



イメージキャラクター
ゆうぞう

- 子どもが生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、共済センターへ30日以内に被扶養者申告書を提出してください。
- ご本人が退職したときや被扶養者の方の資格がなくなったときは、速やかに保険証カード (組合員証又は被扶養者証) を共済センターへ返却してください。



退職時の年金関係の手続をお忘れなく

①60歳未満で退職する方へ

60歳未満で退職される方は、退職後速やかに「退職届」及び「退職事由等に関する申告書」を共済センター年金担当あて送付してください。

退職時の状況	必要書類等
60歳未満で退職する方 (退職した翌日に引き続き他の国家公務員共済組合に加入する方を除く)	1.退職届 2.退職事由等に関する申告書(退職日の翌日以降に所属長等が証明したもの。以下同じです)
さらに、在職中に「障害共済年金」が決定されている方	3.障害共済年金受給権者退職届 4.厚生年金保険の被保険者等届 5.障害共済年金証書(原本)
退職した翌日に、引き続き地方公務員等共済組合に加入する方	1.転出届 2.退職事由等に関する申告書

※各種様式は、共済組合ホームページから印刷するか、共済センターへお申し出ください。

※退職後、任意継続組合員となる場合であっても、退職届の提出が必要です。

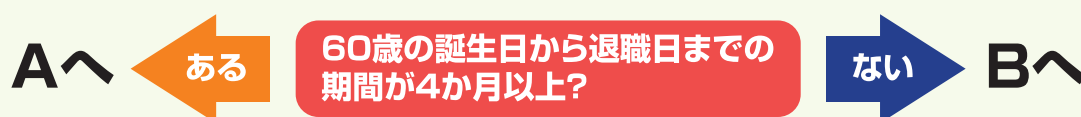
②60歳以上で退職する方へ (在職中に年金請求済みの方)

▶退職後に、改定請求をしてください。

60歳以上で退職される方のうち、在職中に退職共済年金の請求を済ませている方は、退職後、退職共済年金決定請求書(退職改定用)に必要な書類を添えて、共済センター年金担当あて送付してください。

なお、今年度末に定年退職する方で在職中に年金の請求を済ませている方には、3月中旬頃改定請求用の書類をお届けする予定です。

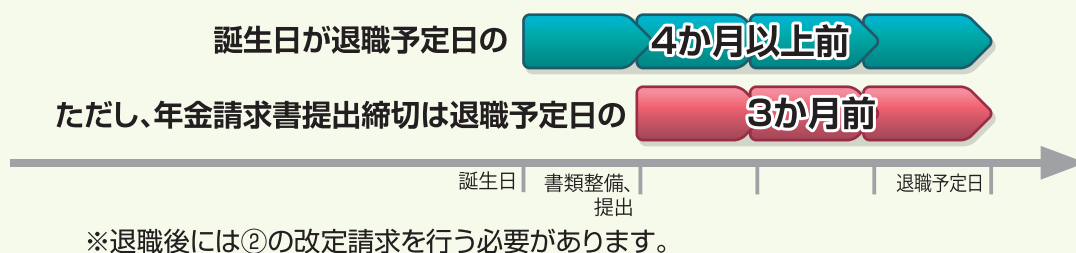
③60歳以上で退職する方へ(在職中に年金請求されていない方)



A ➡ 在職中に請求してください。

在職中に、退職共済年金決定請求書(新規用)及び必要な書類を、共済センター年金担当あて送付してください。

在職中請求用の年金請求書類は誕生日の翌月にお届けする予定です。



B ➡ 退職後に請求してください。

60歳の誕生日から退職予定日までの期間が4か月未満の場合又は共済年金請求書提出から退職日までに3か月以上の期間がない場合は、年金請求書類を提出しても退職時に最初の年金請求が完了せず、改定請求の手続が遅れてしまうことになります。

これらの方は、退職後に、退職共済年金決定請求書(新規用)及び必要な書類を、共済センター年金担当あて送付してください。

今年度末に定年退職する方の場合、年金請求書類は3月中旬頃お届けする予定です。

④退職後の年金加入

退職後、60歳までは全員、60歳以降も再就職した方は、いずれかの年金制度に加入することとなります。

退職後のライフスタイル	制度	備考
再雇用フルタイム勤務社員 公務員など	共済年金	●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第三号被保険者となります
民間企業で勤務	厚生年金	●条件を満たせば厚生年金も受給可能となります ●60歳未満の被扶養配偶者は、退職前と同じく国民年金第三号被保険者となります ●厚生年金は、原則70歳まで加入できます
期間雇用社員(*)として 日本郵政グループで勤務		
自営業・短期アルバイト	国民年金	●65歳からの基礎年金受給の際、国民年金+厚生年金+共済年金の加入期間が40年で満額受給となります ●60歳までは国民年金第1号被保険者として必ず加入します ●不足する期間を満たすため65歳まで任意加入が可能です ●被扶養配偶者も国民年金第一号被保険者となるための加入手続が必要です
リタイア		

※国民年金加入の手続は退職の翌日から14日以内に行ってください。

*期間雇用社員について、加入条件を満たさない場合は厚生年金保険に加入できません。

なお、厚生年金保険の加入資格については、勤務先に確認してください。

《年金担当》

退職後の医療保険制度について

退職後は共済組合員の資格を喪失するため、任意継続組合員制度を含め何らかの医療保険制度に加入していただく必要があります。

退職後の医療保険制度は…

- ① 任意継続組合員（日本郵政共済組合）
- ② 健康保険（再就職先の健康保険組合等）
- ③ 国民健康保険（お住まいの市区町村）
- ④ ご家族（配偶者・子など）の被扶養者（ご家族の健康保険）

■選択のポイント■

- ア どの制度を選んでも、医療費の自己負担額は3割。
- イ 任意継続組合員は、附加給付など他制度にはない制度がある。
- ウ ご家族の被扶養者になると、掛金なし。ただし、家族の健康保険組合等の認定条件（収入限度額以内であることなど）がある。
- エ 退職直後は、前年の収入が影響して国民健康保険の保険料（税）は、割高となることが多い。
- オ 退職して1年経って前年の収入が減少すると、国民健康保険の保険料（税）は下がる場合がある。（任意継続組合員となっていた方は、この時に任意継続組合員をやめ、国民健康保険に加入することもできます。）

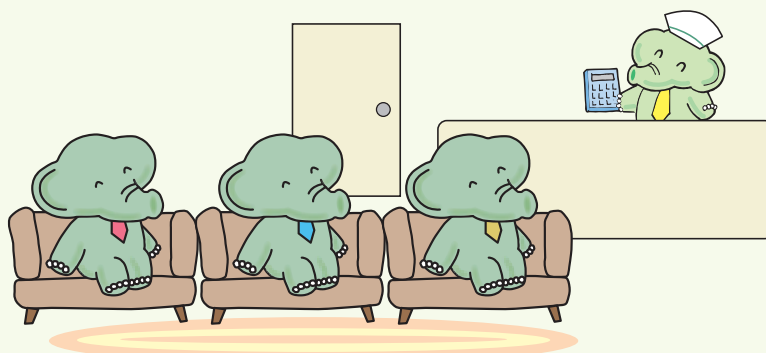


※エ オは個人によって必ずしも当てはまりません。

※詳しくは、共済組合ホームページをご覧ください。共済センターへご連絡ください。

（注）各医療保険制度に申請期限がありますので、早めに検討してください。

《被扶養者・任継担当》





任意継続組合員となるためには・・・

任意継続組合員となるためには、退職日から20日以内に申出書を提出し掛金を払い込んでいただく必要があります(3月31日退職の場合、4月19日まで)。

掛金は、共済センターから送付する所定の払込用紙で払い込んでいただくため、**退職日から10日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を、共済センター被扶養者・任継担当へ送付してください。**

- 注1** 任意継続組合員となる手続きは、郵便局、支店等へ提出されても処理されません。**必ずご自分で直接、共済センター被扶養者・任継担当へ送付してください。**
- 注2** 退職後に引き続き再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格は喪失しませんので、任意継続組合員にはなれません。引き続き現在持っている組合員証を使用してください。
- 注3** 退職月の翌月から(3月退職の場合は4月から)掛金の前納を希望される場合は、**退職月の末日まで(3月退職は3月31日まで)**に掛金を納付する必要があるため、必ず**退職日の10日前**までに「任意継続組合員となるための申出書」を共済センター被扶養者・任継担当へ送付してください。

《被扶養者・任継担当》



平成23年3月で任意継続組合員期間が満了になる方へ

平成23年3月で任意継続組合員期間が満了となる方には、3月中に資格喪失証明書を発送しますので国民健康保険等にご使用ください。(自動発行しますので、申請は不要です。)

(注) 期間満了者以外の方が任意継続組合員の資格喪失証明書を必要とする場合は、「証明書発行申請書」を共済センターに提出してください。

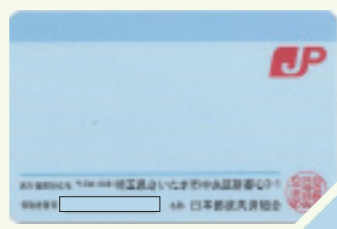
《被扶養者・任継担当》

組合員証(保険証カード)は退職時に返却してください!!

日本郵政グループ会社等を退職すると、日本郵政共済組合の組合員でなくなります。

退職後は、交付されている全ての組合員証等(本人分、被扶養者分、限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証)は、共済センター被扶養者・任継担当へ速やかに返却してください。

カードは、右図のように証明⑩部分にハサミを入れて、共済センターへ返却してください。
切り取った ⑩部分は処分してください。



処分

注意

- (1) 資格喪失日(退職日の翌日)以降、組合員証(保険証カード)等を病院で使用すると、無資格受診となり、医療費等は後日共済組合に返納していただくことになりますので、十分注意してください。
- (2) 再任用フルタイム勤務社員として退職後も継続して勤務される方は、引き続き現在の組合員証等を使用してください。

《被扶養者・任継担当》

退職後の氏名又は住所の変更手続について

退職後、国家公務員共済組合連合会(KKR)又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。これらの送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更した場合は、①及び②のとおり変更手続をしてください。

なお、任意継続組合員の方はこれらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共済センター標準報酬担当あて提出してください。

①国家公務員共済組合連合会(KKR)への手続

「住所・氏名変更届」の提出

送付先: 国家公務員共済組合連合会年金部資格管理課

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話03-3265-8141(代表)

※様式等の詳細は、KKRへお問い合わせください。

②日本年金機構への手続

氏名又は住所の変更手続を最寄りの年金事務所で行ってください。

※詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

《標準報酬担当》

退職された方に資格喪失証明書を送付します

退職された方には「資格喪失証明書」を自動的にご住所に送付しますので、退職後に必要な手続きを行う時にご使用ください。

「資格喪失証明書」の発送は、退職日の約1週間後となります。

退職日の翌日のライフスタイル	必要な手続き等
・再雇用短時間勤務社員 ・自営業 ・短期アルバイト ・リタイア	国民健康保険への加入手続 (注)任意継続組合員となる場合は不要 国民年金への加入手続 (注)退職時60歳未満の場合は必須 ※被扶養配偶者も上記手続が必要
・エキスパート社員等 ・民間企業の正社員等 ・公務員	手続不要 ※再就職先で健康保険や厚生年金等に加入します。 ※「資格喪失証明書」は不要ですから、破棄してください。

※退職後に引き続き再雇用フルタイム勤務社員となる方は、共済組合員の資格を喪失しません。「資格喪失証明書」は破棄してください。

※任意継続組合員制度は医療保険のみの制度です。任意継続組合員になっても退職時の組合員又は被扶養配偶者の年齢が60歳未満の場合は、それぞれ国民年金第1号被保険者への加入手続が必要です。

《標準報酬担当》

退職時に貸付金残高がある方へ

退職日現在で共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、個別の手続きは必要ありません。

なお、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない場合は、別に払込通知書を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局で払い込んでください。

《貸付・みらい担当》

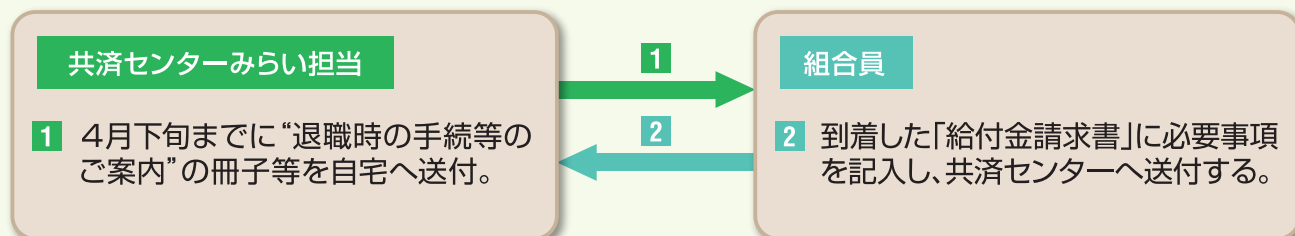




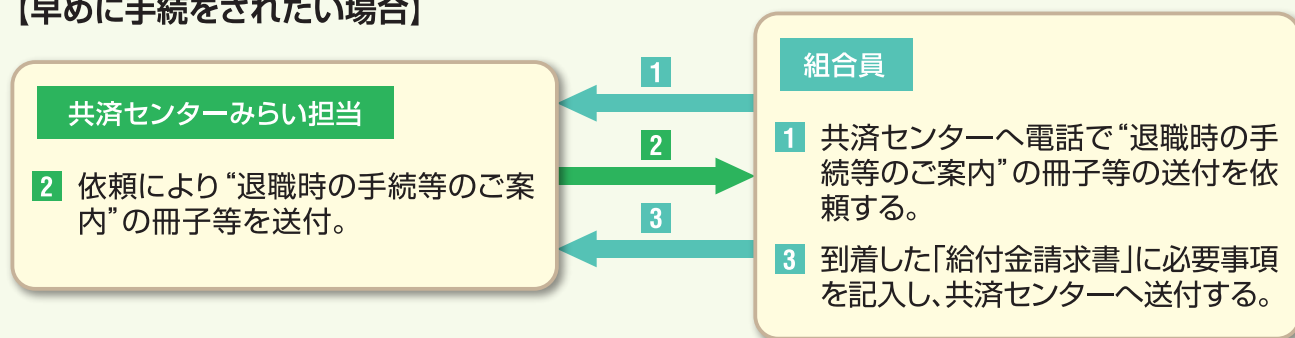
3月末退職者の「みらい」の手続について

退職時の団体積立年金保険「みらい」の手続は、次のとおりです。

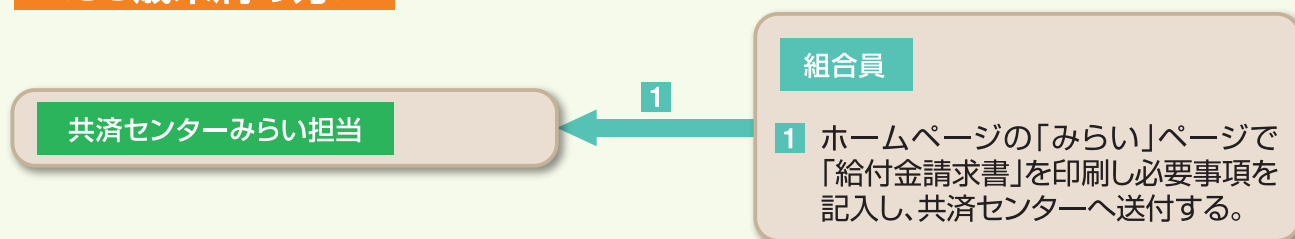
<50歳以上の方>



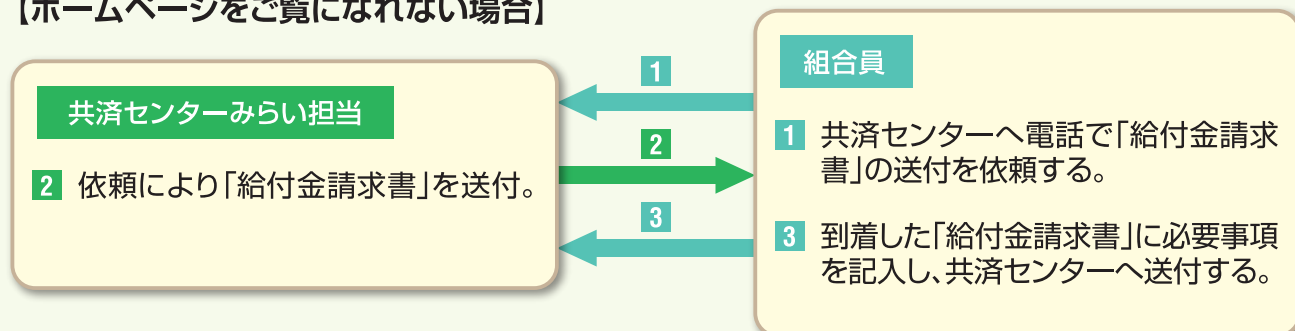
【早めに手続をされたい場合】



<50歳未満の方>



【ホームページをご覧になれない場合】



(参考)3月末以外に退職する方

上記の＜50歳未満の方＞と同じ手続となります。

退職後、引き続き再雇用フルタイム勤務社員となられる方(共済組合員の資格を喪失しない方)であっても、団体積立年金保険「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

○共済センターの連絡先

TEL 0120-97-8484(代)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

○一時金の送金の目安

一時金として受け取る場合、請求書が毎月20日までに共済センターへ到着した分は、翌月中旬～下旬の送金予定となります。請求書に不備がある場合は、送金が遅れますので注意してください。

★給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社へ照会してください。

TEL 0120-165-660 (9:30～17:30 土日祝日を除く)

《貸付・みらい担当》

「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」を交付します

共済組合員期間20年以上で退職後、任意継続組合員となった方は、「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」の交付を1回に限り申請できます。

「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」の助成カード1枚につき、1人1泊5,000円まで利用料金が助成されます。

交付申請される方は、様式「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳請求書」を共済センター助成担当に送付してください。様式は共済組合ホームページから印刷するか、共済センターに請求してください。

なお、退職日が年度末日の場合、「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」の送付は、4月下旬となりますのでご了承ください。

各施設の詳細については、ホームページをご覧ください。

○かんぽの宿ホームページ 「かんぽの宿」で検索

○KKRホテルズ&リゾーツホームページ 「kkrr」で検索

・「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」(助成カード)の再交付はいかなる場合においても行いません。

《助成担当》

メタボ健診受診券の有効期限は3月末です

昨年7月に被扶養者等の対象者の方全員に「メタボ健診(特定健康診査)受診券」を送付しましたが、もう受診されましたか?

受診券の有効期限は平成23年3月31日です。受診料の自己負担はありませんので、まだ受診されていない方は有効期限内にぜひメタボ健診を受診していただき、日頃の健康管理にお役立てください。

また、メタボ健診の結果により、特定保健指導の対象となった方に「特定保健指導利用券」を送付しています。利用券の有効期限も平成23年3月31日となっています。この機会に特定保健指導を利用し、生活習慣を見直しましょう!(利用の際には一部自己負担があります。)

※詳しくは受診券及び利用券に同封の案内冊子をご覧ください。

《助成担当》

平成23年度送金スケジュールのお知らせ

貸付、短期給付及び検診費助成金等の送金スケジュールをお知らせいたします。

※いずれも請求書類等に不備がない場合のスケジュールです。

貸付金送金スケジュール

ご要望が多いことから、事務処理内容を見直し、所要日数を1日短縮(申込締切日を遅く)しました。

申込締切日		送金予定日		申込締切日		送金予定日		申込締切日		送金予定日	
2月22日	(火)	4月5日 (4月第1回)	(火)	6月24日	(金)	8月5日 (8月第1回)	(金)	10月21日	(金)	12月5日 (12月第1回)	(月)
3月9日	(水)	4月20日 (4月第2回)	(水)	7月11日	(月)	8月22日 (8月第2回)	(月)	11月8日	(火)	12月20日 (12月第2回)	(火)
3月24日	(木)	5月10日 (5月第1回)	(火)	7月26日	(火)	9月5日 (9月第1回)	(月)	11月21日	(月)	1月10日 (1月第1回)	(火)
4月5日	(火)	5月20日 (5月第2回)	(金)	8月9日	(火)	9月20日 (9月第2回)	(火)	12月2日	(金)	1月20日 (1月第2回)	(金)
4月20日	(水)	6月6日 (6月第1回)	(月)	8月23日	(火)	10月5日 (10月第1回)	(水)	12月19日	(月)	2月6日 (2月第1回)	(月)
5月10日	(火)	6月20日 (6月第2回)	(月)	9月6日	(火)	10月20日 (10月第2回)	(木)	1月10日	(火)	2月20日 (2月第2回)	(月)
5月25日	(水)	7月5日 (7月第1回)	(火)	9月22日	(木)	11月7日 (11月第1回)	(月)	1月24日	(火)	3月5日 (3月第1回)	(月)
6月8日	(水)	7月20日 (7月第2回)	(水)	10月7日	(金)	11月21日 (11月第2回)	(月)	2月8日	(水)	3月21日 (3月第2回)	(水)

○申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日

○書類の送付先:貸付・みらい担当

短期給付金送金スケジュール

請求締切日等		送金予定日
【高額療養費・一部負担金払戻金等】 《医療機関から共済組合に送付される診療報酬 明細書(レセプト)に基づき算定し支給するため、 請求書の提出が不要であるもの。》 ＜毎月1回送金＞	【左記以外の短期給付金】 《結婚手当金、埋葬料等の請求書の提出が 必要であるもの。》 ＜毎月2回送金＞	
平成22年12月診療 ※平成23年2月に共済センターへ到着したレセプト	3月 4日(金) までに共済センターへ到着した請求書	4月 5日(火)
	3月18日(金) ◇	4月20日(水)
平成23年 1月診療 ※平成23年 3月 ◇	4月 5日(火) ◇	5月10日(火)
	4月20日(水) ◇	5月20日(金)
平成23年 2月診療 ※平成23年 4月 ◇	5月 2日(月) ◇	6月 6日(月)
	5月20日(金) ◇	6月20日(月)
平成23年 3月診療 ※平成23年 5月 ◇	6月 3日(金) ◇	7月 5日(火)
	6月20日(月) ◇	7月20日(水)
平成23年 4月診療 ※平成23年 6月 ◇	7月 5日(火) ◇	8月 5日(金)
	7月20日(水) ◇	8月22日(月)
平成23年 5月診療 ※平成23年 7月 ◇	8月 5日(金) ◇	9月 5日(月)
	8月19日(金) ◇	9月20日(火)
平成23年 6月診療 ※平成23年 8月 ◇	9月 5日(月) ◇	10月 5日(水)
	9月20日(火) ◇	10月20日(木)
平成23年 7月診療 ※平成23年 9月 ◇	10月 5日(水) ◇	11月 7日(月)
	10月20日(木) ◇	11月21日(月)
平成23年 8月診療 ※平成23年10月 ◇	11月 4日(金) ◇	12月 5日(月)
	11月18日(金) ◇	12月20日(火)
平成23年 9月診療 ※平成23年11月 ◇	12月 5日(月) ◇	1月10日(火)
	12月20日(火) ◇	1月20日(金)
平成23年10月診療 ※平成23年12月 ◇	1月 5日(木) ◇	2月 6日(月)
	1月20日(金) ◇	2月20日(月)
平成23年11月診療 ※平成24年 1月 ◇	2月 3日(金) ◇	3月 5日(月)
	2月20日(月) ◇	3月21日(水)

○送金予定日

共済組合に到着した請求書等に不備があった場合及び共済組合に登録されている送金先口座情報とゆうちょ銀行の口座が一致しない場合は当該送金予定日に送金されないことがあります。

○請求書の提出を要しない高額療養費・一部負担金払戻金等の送金予定日

一般的に医療機関から共済組合へのレセプトの到着は診療月から2か月後になりますが、レセプトの到着が遅れている場合や公費との精算が必要な場合等は送金が遅れることがあります。

○送金されたことの確認

送金予定通知及び送金済通知は行っていません。短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の通帳に口座名称(送金元の名称)が「郵政共済 短期経理」と印字されますので、通帳への印字をもって共済組合から送金されたことを確認してください。

○書類の送付先: 給付担当

検診費等助成金送金スケジュール

請求締切日		送金予定日
被扶養配偶者人間ドック検診費助成請求書 (任意継続組合員の被扶養者を除く)	毎月25日までに 共済センターへ 請求書が到着したもの	翌月20日 ただし、20日が土日祝の場合は 翌営業日
任意継続組合員人間ドック検診費助成請求書		
がん検診費等請求書 又は任意継続組合員がん検診費等請求書		
脳ドック検診費請求書 又は任意継続組合員脳ドック検診費請求書		
社内及びサークルレクリエーションの助成請求書	レクリエーション実施後10日以内	請求書が到着した日の 1か月半～2か月後

○書類の送付先: 助成担当

かんぽの宿等をお得に利用できます！

組合員と被扶養者の皆さまは、かんぽの宿等を割引料金で、KKRホテルズ&リゾートを組合員料金で利用できます。全国各地への行楽でリフレッシュを！

施設	料金	利用方法	施設ホームページ又は連絡先
かんぽの宿	1泊につき 2,000円引き	宿泊する施設に直接予約して 共済組合員証を提示し、施設 備え付けの用紙に必要事項を 記入する。	「かんぽの宿」で検索
ペンション (日本ペンション協会)	※かんぽの宿について は、ご利用日等によ り1,500円引きの 場合があります。 ※ラフresaいたまは 1,500円引き		「日本ペンション協会」で検索
沖縄指定宿泊施設			共済組合のホームページから 「沖縄指定宿泊施設」を検索
東急ホテルズ	一般客室料金から 40%引き		「東急ホテルズ」で検索 予約センターもあります TEL:0120-21-5489
KKRホテルズ&リゾート (国家公務員共済組合連合会)	各施設の組合員料金	宿泊する施設に直接予約して 共済組合員証を提示する。	「kkk」で検索

<助成担当>

日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

① 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター

電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間／午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いします。



② 最新情報や各種手続の確認・請求書等用紙の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の用紙類を掲載していますので、申請や届出を行う前
にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への用紙類の送付など、各種
お申出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない時でも、
イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※2次元コード(QRコード)からの読み取りもできます。

※2次元コード対応のカメラ付き携帯電話をご利用ください。



③ 各種申請・請求書等用紙のあて先は

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため必ず
担当名を記載してください。

(担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください。)

※ 郵送料金は組合員負担となります。

